

知保発第228号

令和3年10月1日

知多市国民健康保険運営協議会

会長 渡辺正敏様

知多市長 宮島壽男

知多市国民健康保険税の税率の改定について（諮問）

知多市国民健康保険税条例（昭和45年知多市条例第51号）に規定する国民健康保険税の税率を別紙のとおり改定することについて、知多市国民健康保険運営協議会規則（昭和45年知多市規則第41号）第2条の規定によって、貴協議会の意見を求めます。

知多市国民健康保険税の税率の改定について

1 改定の理由

赤字削減・解消計画に基づき、令和2年度から1年おきに、一人当たり平均4千円程度の増額となるよう税率を改定して、7年程度の期間をかけて決算補填等目的の法定外一般会計繰入金を削減・解消するもの。

2 改定の内容

区 分		改 定 後	改 定 前	増 減
基礎課税額分	所得割(%)	5.35	5.20	0.15
	均等割(円)	24,000	22,800	1,200
	平等割(円)	改定なし	20,400	なし
後期高齢者支援金等課税額分	所得割(%)	2.30	2.20	0.10
	均等割(円)	9,600	8,400	1,200
	平等割(円)	改定なし	7,200	なし
介護納付金課税額分	所得割(%)	1.80	1.70	0.10
	均等割(円)	10,800	9,600	1,200
	平等割(円)	改定なし	7,200	なし
調定額の合計(円)		1,678,843,700	1,613,854,900	64,988,800
一人当たり調定額(円)		99,029	95,196	3,833

注) 令和3年度課税データによる試算

3 施行期日

令和4年4月1日